⑽　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ（詳細設計後）の対象工事である。

⑿　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題等に対する意見交換等を行う「設計・施工連絡会議（三者会議）」の設置対象工事である。

⒀　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする）なお、受注者は、週休２日について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。

⒁　本工事は、熱中症対策の経費補正を行う試行工事である。

⒂　本工事は、建築工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続を契約書第53条の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の試行対象工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則第６条
　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「建築」及び「土木」に係る2019・2020年度（平成31・32年度）の一般競争参加資格の認定を受けている単体又は２者若しくは３者による特定建設工事共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工能力点　阪神高速における「建築」及び「土木」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,200点以上の単体又は代表者及び構成員の施工能力点が1,200点以上とする２者若しくは３者による特定建設工事共同企業体であること。

⑸　地域要件　地域要件は設定しない。

⑹　施工実績　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

ｉ　単体の場合は、下記に示す建築及び土木の両方の工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
【建築（民間実績も有効）】
・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、高さ35m以上かつ延床面積3,500㎡以上の新築工事
【土木】
・内空断面積100㎡以上の道路、鉄道、共同溝のいずれかの開削トンネル工事

ⅱ　特定建設工事共同企業体の場合は、次のとおり
ア）代表者は上記ｉに同じ。
イ）構成員は下記に示す建築及び土木の両方の工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
【建築（民間実績も有効）】
・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、延床面積3,500㎡以上の新築工事
【土木】
・道路、鉄道、共同溝のいずれかの開削トンネル工事

⑺　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成29年度及び平成30年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成29年度及び平成30年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。また、上記⑵に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で令和元年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑼　配置予定技術者（建築）　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本工事の工期の開始時から専任で配置できること。
①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
【建築】
・一級建築士
・１級建築施工管理技士
②　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。
「同種工事」
【建築（民間実績も有効）】
・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、延床面積3,500㎡以上の新築工事
③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑽　配置技術者（土木）　次に掲げる基準を満たす監理技術者等を、本土木工事の現場着手時から専任で配置できること。（現場着手時期は令和３年７月頃を予定している。）
①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
【土木】
・１級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）